

令和 8 年 6 月 2 5 日

大河原地区教科用図書採択地区協議会
委員長 古積 裕一 殿

大河原地区教科用図書採択地区協議会
公聴会委員長 武田 則男

令和 9 年度使用教科用図書採択についての意見について（提出）

大河原地区教科用図書採択地区協議会公聴会設置要綱第 2 条の規定により、別添のとおり意見を提出いたします。

1 採択基準について

(学校教育法附則第9条の規定による一般図書)

採択基準については、全体として、県が示した採択基準を各市町教育委員会で審議・承認する手続きは、公平・公正性が確保されており、妥当であるという意見が多く見られた。

また、採択基準の内容についても、学習指導要領や県の教育方針を踏まえており、児童生徒の障害の状態、発達段階、生活経験、教育的ニーズ等に配慮したものとなっていることから、適切であるとの評価があった。内容の分かりやすさ、教育的効果、安全性、継続的な活用のしやすさなど、多面的な視点から評価できる基準であり、公正かつ適切な採択に資するものと受け止められている。

一方で、一般図書は数が多く、その中から基準に即した図書を選択することは容易ではないとの意見もあったが、国や県教育委員会が示す基準に基づき、地区協議会でもそれに準じた手続きが取られていることから、採択基準そのものについては適切であるとの意見が大半であった。

○主な意見

- ・県の採択基準を各市町教育委員会で審議・承認する流れは、公平・公正な判断を行う上で妥当である。
- ・学習指導要領や県の教育方針と整合しており、採択基準として適切である。
- ・児童生徒の障害の状態、発達段階、生活経験、教育的ニーズ等に配慮した基準となっている。
- ・内容の分かりやすさ、教育的効果、安全性、継続的な活用のしやすさなど、多面的な視点から評価できる。
- ・県の基準を参考にすることは、広域採択において合理的である。
- ・採択基準が明確であるため、一般図書の中から適切な図書を選択する際の判断根拠になる。
- ・その時代や児童生徒のニーズに合ったものを選ぶという考え方は重要である。

2 手続き・日程について

(学校教育法附則第9条の規定による一般図書)

手続きについては、文部科学省の教科書採択の手順、関係法令や通知等に基づき、適正に進められているとの意見が多かった。採択地区協議会、専門員会、公聴会、教科書展示会など、複数の仕組みを通して多面的に検討されており、透明性・公平性・公正性が確保されていると評価されている。

一方で、日程については、全体的にタイトであるという意見が複数あった。特に、専門員会が2日間で多数の一般図書を調査研究し、答申書を作成することについて、委員の負担が大きいのではないかという意見があった。また、公聴会委員が資料を読み込み、意見をまとめるまでの期間についても、もう少し時間があると内容を深く確認できるとの意見があった。

ただし、採択期限、守秘義務、各組織の独立性を保つ必要性などを踏まえると、

日程が厳しくなることはやむを得ないという意見も多く、手続きや日程は概ね妥当であると整理できる。

改善意見としては、教科書展示会の周知や展示方法の工夫、公聴会や意見募集の日時について、保護者、地域住民、学校関係者など多様な立場の人が参加しやすいよう配慮する必要があるとの意見があった。また、初めて参加する委員にとっては、協議会や公聴会の役割、自分が何を担うのかが分かりにくいという意見もあり、事前説明や情報提供の充実が望まれている。

○主な意見

- ・採択までの手続きは、関係法令や通知等に基づき、適正に進められている。
- ・採択地区協議会、専門員会、公聴会などが重層的に構成されており、透明性・公平性が確保されている。
- ・教科書展示会は、誰もが意見を述べることができる機会として重要である。
- ・手続きや日程は概ね適切であるが、資料確認や意見作成の期間はやや短い。
- ・専門員会が2日間で調査研究・答申書作成を行うことは、委員の負担が大きいのではないか。
- ・日程がタイトであることは否めないが、採択期限や手続きの厳格性を考えるとやむを得ない。
- ・教科書展示会について、来館者の目に付きやすい場所での展示や周知の工夫が必要である。
- ・公聴会や意見募集は、働く保護者や地域住民なども参加しやすい日時・期間となるよう配慮が必要である。
- ・初参加者に対して、公聴会の趣旨、役割、委員に求められることを事前に分かりやすく説明するとよい。
- ・公聴会そのものが本当に必要なのか、また実効的な運営となっているのかについては、再考の余地がある。

3 専門員会調査結果について

(学校教育法附則第9条の規定による一般図書)

専門員会調査結果については、全体として、各図書の内容や特徴が丁寧に整理されており、採択の判断材料として十分であるとの肯定的な意見が多かった。一般図書の冊数が多い中で、短期間に調査研究を行い、分かりやすい答申書を作成した専門員への感謝や敬意を示す意見も多く見られた。

特に、各図書について、内容、構成、活用のしやすさ、児童生徒の実態や教育的ニーズとの関係が整理されている点が評価されている。記号や評価、4つの観点、小・中学校別、発達段階別の整理により、比較しやすく、採択の検討がしやすい資料であるとの意見があった。

一方で、改善意見も複数あった。宮城県の一般図書の数が他自治体と比較して少ないのではないかと、特に道徳などでは選択肢が限られるのではないかとという意見があった。また、資料の記述量にばらつきがあること、文字情報だけでは図書の内容

や授業での活用方法がイメージしにくいことから、実際の使用場面や授業事例を資料に記載するとよいという意見があった。

さらに、中学校特別支援学級用一般図書の調査研究結果について、個別に例示された図書がなぜ取り上げられたのか、全体評価との関係が分かりにくいとの指摘があった。「4つの観点」についても、どの観点を評価すべきか判断に迷う場合があるため、評価の視点をより具体的に説明するとよいとの意見があった。

○主な意見

- ・調査研究結果資料は、各図書の内容や特徴が分かりやすくまとめられている。
- ・記号や評価が示されており、図書同士を比較しやすい。
- ・4つの観点から緻密に調査研究され、それぞれの有用性や適切性が明示されている。
- ・児童生徒の障害の状態、発達段階、教育的ニーズを踏まえた視点で整理されている。
- ・県の選定意見を踏まえつつ、地区独自の見解も示されており、説得力のある資料である。
- ・多数の一般図書を短期間で調査研究し、答申書としてまとめた専門員の労苦や専門性への評価が高い。
- ・宮城県の一般図書の選択肢が少ないのではないか、特に道德などでは幅広い選択肢が必要ではないか。
- ・図書の内容が文字だけではイメージしにくいものがあり、実際の授業での活用例や使用場면을記載するとよい。
- ・個別に例示された図書について、なぜ取り上げたのか、全体評価との関連を補足すると理解が深まる。
- ・「4つの観点」について、評価の視点をより具体的に説明するとよい。
- ・小学校では比較的理解に時間がかかる児童にも適した図書が多く準備されている一方、中学校ではそのような生徒に適した図書のさらなる充実が望まれる。
- ・仕掛けのあるページ、効果音、漫画、クイズなど、児童生徒の興味・関心を引きつける工夫のある図書への期待がある。

4 その他

その他の意見では、教科書が子どもたちに届くまでには、公平性・公正性を確保するための多くの仕組みがあり、多くの関係者が関わっていることを理解できたという感想が多かった。公聴会や事務局の説明が丁寧で、教育関係者以外にも分かりやすかったとの意見もあった。

また、特別支援教育における教科書給与の仕組みについては、検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書の違いなどが複雑であり、現場の教職員にとっても難解であるとの意見があった。保護者や特別支援教育の経験が少ない教員にとっては、一般図書が「どのような児童生徒に」「どのような場面で」使われるのかがイメージしにくいため、教育課程や学習指導要領の概要、使用事例、活用状況などの説明があるとよいとされている。

さらに、保護者が教科書採択のプロセスに参加できることは、教育行政への信頼や公平性を高める土台になるとの意見もあった。一方で、採択の仕組み全体については、関係者以外への理解がまだ十分とはいえず、教科用図書の役割の大きさを踏まえ、より広く理解を深めることが必要であるとの意見があった。

○主な意見

- ・公聴会や事務局の説明が丁寧で、一般図書の採択や特別支援教育の教科書制度について理解を深める機会となった。
- ・教科書採択には、公平性・公正性を確保するための多くの仕組みがあることを理解できた。
- ・検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書の違いを共有できたことは有意義である。
- ・特別支援学級・学校の教科書給与の仕組みは複雑で、現場の教職員や保護者にとっても分かりにくい。
- ・公聴会では、特別支援教育の教育課程や学習指導要領の概要についても説明があるとよい。
- ・一般図書がどのような児童生徒に、どのような場面で使われるのか、実際の活用状況や授業事例を示すと理解が深まる。
- ・保護者が教科書採択の過程に参加できることは、教育行政への信頼と公平性を高める。
- ・子ども一人一人の実態に応じて図書を選べる仕組みであることに納得したという意見があった。
- ・今後も、児童生徒の興味・関心を広げ、学びを支える図書の選定・充実が期待される。
- ・採択の仕組み全体について、関係者だけでなく保護者や地域住民にも理解を広げる必要がある。
- ・公聴会の役割や委員に求められることについて、初参加者にも分かるよう事前説明を充実させる必要がある。
- ・検定済教科書と一般図書との間には、文部科学省著作教科書、いわゆる「☆本」があるが、☆本を実際に目にする機会は少ない。そのため、公聴会の会場に☆本もあわせて展示することで、参加者が特別支援教育における教科書の体系を理解した上で、一般図書に関する意見を述べやすくなると考えられる。

以 上